

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課	
許 認 可 等 名	行政財産の目的外使用許可(徳島市企業進出支援施設)	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第238条の4第7項	
連 絡 先	(電話 621-5225)	
審 査 基 準	基 準	<p>行政財産の目的外使用の許可は、次の各号のいずれかに該当するときであって、かつ、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認められるときに限り行うものとする。</p> <p>(1) 本市の事務事業と密接な関連を有し、又はその円滑な執行に寄与するとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。</p> <p>(3) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜を図るものと認められるとき。</p> <p>(4) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会、選挙等の用に短期間使用させるとき。</p> <p>(5) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業に供することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(6) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するため極めて短期間使用させるとき。</p> <p>(7) その他市長が特別の事由があると認めるとき。</p>
	参 考 事 項	(入居資格) (徳島市企業進出支援施設使用要領) 入居資格は、徳島市進出に関心を持っている市外の企業等とする。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 14日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)